

大阪府電子入札心得（委託役務関係）

平成17年11月11日策定
 平成20年1月30日改正
 平成20年4月1日改正
 平成21年8月18日改正
 平成22年4月1日改正
 平成22年12月1日改正
 平成23年4月1日改正
 平成24年11月1日改正
 平成25年1月1日改正
 平成25年4月1日改正
 平成26年1月1日改正
 平成27年7月28日改正
 平成28年4月1日改正
 平成29年2月17日改正
 令和元年8月26日改正
 令和2年12月25日改正

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪府が大阪府電子調達システム（以下「システム」という。）を用いて行う委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

※ 大阪府電子調達システム (http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html)

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

3 入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

5 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

(入札の方法等)

- 第4条 システムを利用できる者は、大阪府の競争入札参加資格認定通知書に記載された者（その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。）、又は当該代表者から入札参加資格確認申請、入札・見積権限について委任を受けた者（以下「システム利用者」という。）とする。
- 2 前項に規定するシステム利用者は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「IC カード」という。）を取得し、大阪府に IC カード登録をしておかなければならない。

(入札参加資格等)

- 第5条 入札参加者は、地方自治法施行令及び大阪府財務規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類をシステム及び郵送により大阪府に提出しなければならない。
- 2 大阪府は、入札参加資格の一部について、システムによる自動審査を行い、その結果に基づき、入札参加資格の有無を記載した参加資格確認通知書を入札参加者にシステムにより交付する。
 - 3 大阪府は、開札後、落札候補者の入札参加資格のうち、前項に規定する自動審査を行った項目にあつては事後確認を、それ以外の項目にあつては事後審査（以下「事後審査等」という。）を行う。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
 - (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(調査資料の提出) ※低入札価格調査制度を適用する入札のみ該当

- 第6条 低入札価格調査制度を適用する入札において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者（予定価格を入札執行前に公表する場合には、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する入札参加者）は、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を指定した日までに提出しなければならない。
- 2 調査資料は、入札説明書の規定及び入札説明事項の規定に従って作成し、提出しなければならない。
 - 3 調査資料に基づき、大阪府総務部契約局競争入札審査会において、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査及び審査を行う。
 - 4 大阪府総務部契約局競争入札審査会が前項の規定により調査及び審査を行った者以外の者が提出した調査資料は、落札決定後、予め定められた期間内に、当該入札参加者から返却の申出があった場合には、返却する。

(入札保証金等)

- 第7条 入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は、免除する。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
 - (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - (4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等^注が欠けるため契約を締結しない場合注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札書等の提出)

第8条 第5条第2項に規定する自動審査の結果、入札参加資格が「有」とされた入札参加者は、定められた期間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

2 入札締切り予定時間を過ぎても入札書がシステムに到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札方式の変更及び入札の取り止め等)

第11条 大阪府がやむを得ない事由により入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札（以下「紙入札」という。）に変更することがある。この場合においては、この心得は適用せず、大阪府一般競争入札心得（委託役務関係）に基づき入札を行うこととする。

2 入札参加者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

3 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開 札)

第12条 開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。ただし、公正入札調査を行う場合等、必要があると認める場合は、公開しないことがある。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第5条第4項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時、場所に提出しない者のした入札
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札
- (5) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (6) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 調査資料を提出しない者が低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札
- (9) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた入札
- (10) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (11) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (12) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (13) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札
- (14) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行った入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

第16条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、システムにより再度入札を行う旨及び再度の入札の入札書提出期間を公表する。この場合において、再度の入札は1回とする。ただし、予定価格を事前に公表した入札の場合においては、再度の入札は行わない。

2 前項の規定により再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 当初入札において第13条第1号から第14号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 当初入札において第13条第15号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの
- (3) 当初入札において第14条第3号から第5号までに該当した者

(契約保証金等)

第17条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保と大阪府が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第68条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

- (1) 大阪府を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上の額とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府に寄託した場合
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類（知事が競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示に掲げる契約の種類）及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

(契約の締結等)

第18条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書及び暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第14条第4号①又は③に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第14条第4号②に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

5 前3項の規定により契約を締結しないときは、第7条第2項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第19条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(苦情処理)

第20条 入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(その他)

第21条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附 則

1 平成26年1月1日以降の公告で平成26年3月31日までに委託業務の履行を完了するものについては、なお、平成25年4月1日改正版によるものとする。